

☆保険金・年金と税金のまとめ☆

生命保険・年金は、所得税・相続税・贈与税の課税対象とされますが、実際に課せられる税額は契約形態（契約者、被保険者、受取人の関係）により大きく違ってきます。以下の表にまとめましたのでご参考下さい。

・保険金と税金

保険金	契約者(保険料負担者)	被保険者	保険金受取人	対象となる税金の種類
死亡保険金	夫	夫	相続人	相続税(保険金非課税の特典あり)
	夫	夫	相続人以外の人	相続税(保険金非課税の特典なし)
	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	夫	妻	子	贈与税
満期保険金	夫	-	夫	所得税(一時所得)
	夫	-	妻	贈与税

・年金と税金

	契約者(保険料負担者)	被保険者	受取人	対象となる税金の種類	
年金	夫	夫	夫	年金受給権発生時	年金受取時
	夫	夫	妻	贈与税(年金の受給権に対して課税)	所得税(雑所得)
死亡給付金	夫	夫	相続人	相続税(保険金非課税の特典あり)	
	夫	夫	相続人以外の人	相続税(保険金非課税の特典なし)	
	夫	妻	夫	所得税(一時所得)	
	夫	妻	子	贈与税	

☆ご紹介したい情報☆

景気回復の実感が無いとはいえ2014年4月の消費税率8%引き上げ後日本経済は初めてのプラス成長に転じました。経営をしている上では内部環境の変化、外部環境の影響などを受け、一時的な利益対策や中長期的な財務計画・事業承継などの問題を解決する為、当事務所ではオペレーティングリースや航空機リース等様々な商品をご用意しております。詳しくは担当者までご連絡下さい。

☆コラム(飯島のつぶやき)☆

マネーフォワード

近頃、マネーフォワードとかフリーとか巷で話題になっているクラウド型の会計ソフトについて、「良いの？悪いの？どちらが良いの？」と言った質問をよくいただきます。

フリーは個人のお客様で使っている方を今年確定申告してみました。申し分ないと思っています。

実は先日、マネーフォワードの辻庸介社長が、私の事務所に来てくださいました。

辻社長は、ソニー(株)のアイボ部門の経理、マネックス証券、ペンシルバニア大学の留学、帰国後 COO 補佐、マーケティング部長を経て、マネーフォワード社を立ち上げました。

ワールドビジネスサテライトや日経新聞その他の雑誌でも取り上げられた「全自動家計簿」、実は私もスマホにインストールして使っています。

直接入力よりも、レシートの写真撮影による読み込みとネットバンキングからの自動読み込みを得意とします。既に200万人が利用しているとは驚きです。

今回は、現在ラインナップされているMFクラウドの「会計」「給与計算」「請求書発行」の3つのシステムについて説明してくれました。

デモを見てびっくり！それは今までの私のイメージをはるかに上回るものでした。

もはや、一般人向けでなく、プロ仕様として十分に使えます。中小、零細企業に留まらず、上場企業のような大企業にも対応しています。

ソフトの作り方の発想もユニークで、今までの既成概念を打ち破るものです。

ネットバンキングの情報とクレジットカードの情報が即座に取り込めるシステムは他社の追随を許していません。聞けば、100人の社員のうち、開発に関わる人が80人を占めているとのこと。システムのクオリティに納得できました。

今後、会計業界の主流になると確信しています。利点を引出せる会社から順次お勧めしたいと思います。

今月の一言

『器量の大きい寛大な人というのは、

相手を信頼できる人。』

騙されたくないとか、任せて大丈夫だろうかと守りに入ってしまうと、器の大きい人間にはなれません。

それでも、最後は自分が責任を取らなければならない。「信頼」って、信じて頼ることですものね。

これができる勇気を持ちたいと思います。